

長野県上田千曲高等学校関東同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は長野県上田千曲高等学校、関東同窓会(略称、ちくま会)と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成の為に次の事業を行い、その内容は役員会で決める。事業年度は1年単位とし10月1日に始まり翌年9月末日をもって終わり、年度表記は「開始年—終了年」とする。

(1) 会報誌の発行

(2) 会員名簿の維持・管理

(3) 親睦会、講演会、リクリエーション等会員間親睦に資する事業(部会単位実施含む)

(4) その他本会目的達成に必要な事業

(組織構成と事務局)

第4条 本会は会員、役員、オブザーバーをもって構成され(組織構成図は「附記その1」参照)、事務局事務所は事務局長宅又は会長指定の場所に置く。

第2章 会員、役員、オブザーバー

(会員)

第5条 本会の会員は関東地区一都六県(役員会にて認められた場合はそれ以外も可)に居住している以下の正会員及び特別会員とする。会員は各部会に所属し、各事業及び総会に自らも積極参加し同窓知己への参加勧誘も行う。

(1) 正会員とは、上田女子実業補習学校、長野県上田実科高等女学校、長野県上田市立高等女学校、長野県上田市立商工学校、前2校の併設中学校、長野県上田工業学校、長野県上田商工学校、長野県上田市立高等学校ならびに長野県上田千曲高等学校の定時制を含む各学校を卒業又は在籍したものをいい、所属部会は「附記その2」の内容とする。(母校において学科変更・新設等があった場合、所属部会は役員会で都度協議、決定する)

(2) 特別会員とは、次のものをいう。

① 上記(1)の各学校に勤務経験のある教職員。所属部会は本人が選定する。

② 正会員の縁故者(親族等)又は本会に特に関係が深く役員会にて承認されたもの。
所属部会は本人が選定する。

③ 会員で満80歳以上で1万円を納めた者。尚その者は以後の年会費は不要とする。

(会費)

第6条 本会の会員は次の年会費を納めるものとする。納入された会費は事情の如何にかかわらずこれを返却しない。

(1) 正会員は1口、1,000円とし、1口以上で口数は任意とする。

(2) 特別会員は1口、500円とし、1口以上で口数は任意とする。

但し80歳以上で1万円を納めた者の以後の年会費は無料とする。

(会員名簿)

第7条 本会の会員名簿は各部会単位で最新情報に維持管理し、それを事務局が共有の上、一元管理する。

(会員資格の喪失)

第8条 本会の会員は次の事由によって会員資格を喪失する。

(1) 死亡又は失踪宣告

(2) 退会申し出

(3) 関東地区一都六県以外への転居(但し本人要望があり役員会にて承認された場合はその限りではない)

(4) 以下の事項に該当し役員会にて除名宣告を受け、総会にてその旨議決された者。

① 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に著しく反する行為があった場合。

② 本会及び会員へ「政治・信条」「思想・宗教」「商売・利害」を持ち込んだ場合。

③ 会員名簿等個人情報と同窓会活動以外に流用した場合。但し時候挨拶、慶弔見舞等はその限りではない。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 副事務局長 若干名

(5) 各科部会長 各1名

(6) 各科理事 若干名

(7) 会計監査 2名

(役員 of 責務)

第10条 役員は会の発展・活性化の為に以下の担当責務を誠意を持って遂行し相互連携の上、会の運営に積極的に協力し且つ、同窓知己に各種事業及び総会への参加を働きかけるものとする。

(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は卒年の順に従ってその責務を代行する。

同卒年者複数の時は各々協議の上決める。

(3) 事務局長は会に関わる事業企画とその報告及び庶務、会計を行う。

(4) 副事務局長は事務局長を補佐する。

(5) 各科部会長は部会を統括すると共に会全体の運営に協力する。

(6) 各科理事は部会長を補佐すると共に会全体の運営に協力する。

(7) 会計監査は本会の会計を監査し総会に報告の上、承認を得る。

(役員を選出と任期)

- 第11条 本会の役員選出方法は次の通りとし、任期は2年で都度選出手続きを必要とするが再任は妨げない。但し補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (1) 会長はその任期終了に先立ち現会長の意見を参考に役員会にて選考の上、本人の同意を得て総会にて議決承認し選出する。
 - (2) 副会長はその任期終了に先立ち新会長候補が推薦し、役員会にて選考の上、本人の同意を得て総会にて議決承認し選出する。
 - (3) 事務局長はその任期終了に先立ち新会長候補が推薦し、役員会にて選考の上、本人の同意を得て総会にて議決承認し選出する。
 - (4) 副事務局長はその任期終了に先立ち新会長候補が推薦し、役員会にて選考の上、本人の同意を得て総会にて議決承認し選出する。
 - (5) 各科部会長と各科理事はその任期終了に先立ち各部会にて選考し、役員会での審議を経て総会にて議決承認し選出する。
 - (6) 会計監査はその任期終了に先立ち新会長候補が推薦し、役員会にて選考の上、本人の同意を得て総会にて議決承認し選出する。

(役員資格の喪失)

- 第12条 本会役員は次の事由によってその資格を喪失する。
- (1) 退任申し出
 - (2) 本会則第8条により会員資格を失った場合

(オブザーバー)

- 第13条 本会には必要に応じて次のオブザーバーを置くことができる。
- (1) 顧問 若干名
 - (2) 相談役 若干名

(オブザーバーの役割)

- 第14条 オブザーバーは会長の諮問に応ずると共に役員会に出席し意見を述べることができる。

(オブザーバーの委嘱と任期)

- 第15条 オブザーバーは会員の中より会長の推薦を受け、役員会にて議決、委嘱する。任期は有期とし、委嘱内容別に都度決定し、再任には新たな推薦が必要となる。

(オブザーバー資格の喪失)

- 第16条 本会オブザーバーは次の事由によってその資格を喪失する。又、オブザーバーの諮問対応状況、健康状態等に鑑み会長は役員会に諮りその委嘱を解くことができる。
- (1) 退任申し出
 - (2) 本会則第8条により会員資格を失った場合

第3章 会議

(会議体)

第17条 本会の会議体として次のものを行う。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 各科部会会議
- (4) その他会長が必要と認め指定したもの(目的別委員会等)

(総会)

第18条 総会は本会の最高議決機関であり会長が招集する。運営は役員・会員が協力して行い、年1回開催し次の事を審議しその内容は出席者の過半数をもって議決、成立する。

- (1) 事業計画と実績の承認
- (2) 会計予算、決算の承認
- (3) 役員人事の承認
- (4) 会員資格喪失の承認
- (5) 会則変更の承認
- (6) その他本会則に定められた事項及び本会運営上必要な重要事項。

(役員会)

第19条 役員会は会長が招集し役員参加の元、適宜行い次の事項を審議の上了承又は承認しその成立は役員構成員の過半数参加をもって成り、その議決は参加者の過半数を得て決する。

- (1) 総会実施内容の審議、承認
- (2) 各種事業実施内容の審議、承認
- (3) 各種事業の計画及び実績の審議、了承
- (4) 会計予算、決算の審議、了承
- (5) 会則変更の審議、了承
- (6) 役員人事の審議、了承
- (7) 会員資格等の審議、承認又は了承
- (8) オブザーバー人事の審議、承認
- (9) その他当会運営上必要な事項。

(部会会議)

第20条 部会会議は各科部会単位にて適宜行い、各部会の活性化はもとより、本会発展に寄与すべく各々の連携も含め会員相互の親睦向上の場として行う。

(その他会議体)

第21条 その他の会議体として本会目的達成の為必要と思われるものを会長が役員会に諮問し実施することができる。

内容、やり方、期間、人選等に関しては役員会にて都度協議し決定する。

第4章 会計

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は事業年度と同じとする。

(資金、費用)

第23条 本会の運営費用は年会費、母校本部同窓会よりの助成金と還付金（本部同窓会規約第19条-4項及び同窓会支部規程第7条に基づく）、寄付金、事業に伴う収入及びその他の収入を持って充てる。

第5章 その他

(会則の変更)

第24条 本会則を変更する場合は役員会の審議を経て総会にて議決、承認する。

(慶弔、表彰)

第25条 本会会員、役員、オブザーバー及び関連諸団体所属員等の慶弔、表彰事案が判明した場合の対応については役員会において本会との関係、社会通念を考慮し協議決定する。

(その他)

第26条 本会則に定めのない事項が発生した場合は、社会通念、公序良俗に鑑み善意の法則をもってこれにあたる。

(補足)

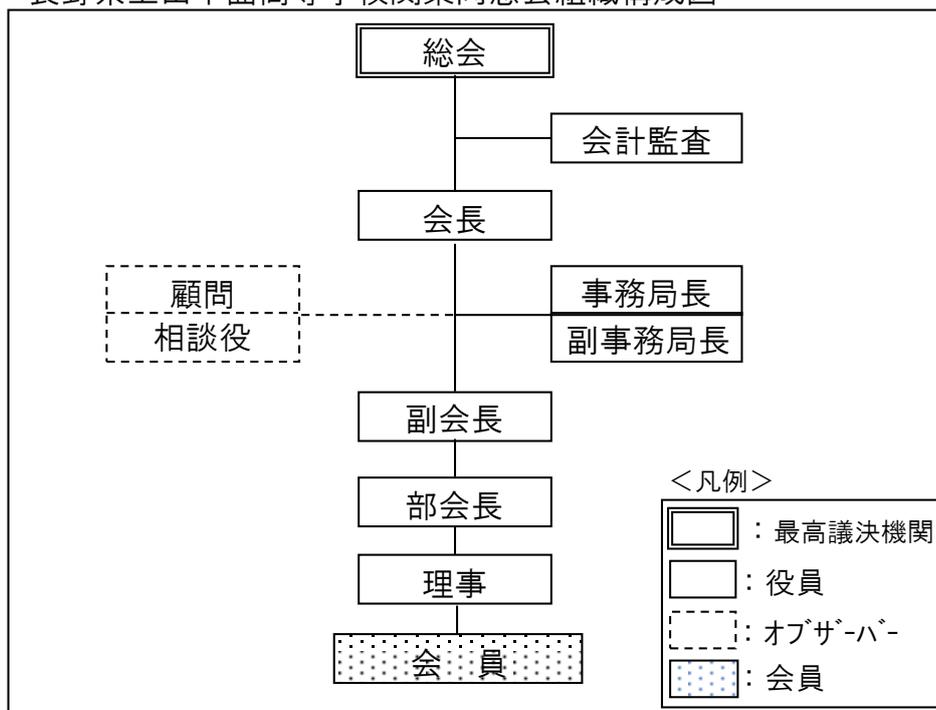
第27条 母校が平成29年(2017年)に創立100周年を迎えるに合わせ、関東地区における同窓会の歴史経緯と実状に照らし合わせ、更には時代のニーズも勘案し今回会則及び会名称を現実に即した内容へと改定する運びとなる。(母校本部同窓会規約の支部規程第9条-2項を勘案)
これは関東在住の同窓の方々の更なる親睦向上と会の発展、更には母校発展寄与の目的の為にを行ったもので母校及び本部同窓会、更には在京の他同窓団体等との関係及び連携は従来通り何ら変わるものではない。(特に本部同窓会内での位置付けは支部のままとなる)

附則

- ・ 本会則は昭和44年(1969年)に制定、施行される
*但し、制定時内容については現存記録なし
- ・ 平成7年(1995年)11月12日施行
- ・ 平成15年(2003年)11月24日施行
- ・ 平成30年(2018年)10月21日改定、施行
- ・ 令和3年(2021年)4月1日改定、施行(母校学科再編による)

附記その1、
・組織構成図

<長野県上田千曲高等学校関東同窓会組織構成図>



附記その2、
・部会、学科対応表

<部会名称と母校学科名称の対応表> -R3(2021).4.1改定-
 *母校にて学科変更、新設等があった場合は役員会にて都度協議決定する。

部会名称	母校学科名称
建築科部会	・ 建築科
機械科部会	・ 機械科 ・ メカニカル工学科 ・ 電子機械科 ・ 定時制機械科
電気科部会	・ 電気科
商業科部会	・ 商業科
家政科部会	・ 家庭科 ・ 家政科 ・ 食物栄養科 ・ 生活福祉科